磯津通信

磯津環境学校
編集・発行
萩森　繁樹
〒510-0863
磯津南町2839
野田之一さん気付

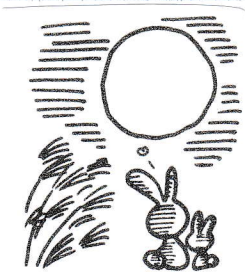

《 連絡・情報提供先　090-4269-0965　hagi1922@tcp-ip.or.jp 磯津環境学校情報室 》

四日市公害と教師の権利（公害と人権③）

この場合、教師の労働基本権と公害問題との相関関係はそう大きくはありませんので「教師の研修権」に集約して論じてみたいと思います。

教師の研修は自主・民主・公開が原則です。四日市公害が激しくなり、目の前の子どもたちのいのちと健康がおびただしく侵害されていく中で、教職員組合に集う教師たちは自らの権利を守るのと並行して、子どもたちに現実を見、世の中のしくみを理解させようと努力しました。すべての教科で公害カリキュラムが考えられ、保健体育や社会科だけでなく、美術でも、もちろん家庭科でも公害教育を展開しました。

教師の研修権は「討論」と「相互批判」の中で成熟していきました。独りよがりや科学の系統を無視したり、子どもの発達段階をあまりにも無視した押しつけになっていたりしていないか、教科・教室での実践の具体的な姿を通して批判し合う作法がお互い身についていきました。

80 年代なると「公害教育」が偏向教育のような攻撃がかけられ、小学校の社会科副読本から「公害」も「四日市ぜんそく」も消されていく中で、四日市の公害教育で培われた階級性と科学性は、深く底流となって心ある教師たちによって受け継がれていくのです。

「公害から環境へ」という働きかけも、視点をしっかり持っていないと、グリーンカード集めになったり、ゴミの分別が環境教育の実践的態度として評価されたりする錯覚も生み出してきました。環境問題はグローバルな問題だけにそこに博識のように漫然と追いやられたり、身の回りの心掛け主義に矮小化されたりする危険性を常に持ち合わせています。

教師の研修権から見れば、公害・環境問題は種々の環境破壊を教えるのではなく、環境・公害問題の事実を通して、どんな認識を培うかがむしろ大事であって、デパートのように環境問題を知ることではありません。そして、その検証は子どもたちや親を通して行われるべきものです。また、環境教育だけ取りだした優れた実践はなく、常に学校づくり、教師集団づくりと並行したものです。

教師が的確な認識を培うのに、40 坪の教室だけの授業実践の繰り返しだけでは限界があります。教師が地域や社会でどう生き、住み、学び、闘っているかがその教師の教育姿勢と授業の質を決定します。そういう意味では、教える教えられるではなく、共に学び合い、共に未来を語り合う関係こそが教師の研修権の基本です。